

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月25日（令和4年（行情）諮問第237号）

答申日：令和4年7月21日（令和4年度（行情）答申第150号）

事件名：陸上自衛隊警務隊広報用DVDの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（6）に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の3（37）に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月2日付け防官文第11826号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、改めて処分せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ア 行政文書開示請求については、書面主義が採用されている（法4条）。これは、開示請求に関する法律関係の内容という重要な事項を明確にするという観点から、口頭による請求を認めることには問題があるからと解されている。

イ したがって、行政機関は、行政文書開示請求書に記載された内容に沿って、開示・不開示の決定をすれば足りるのが原則である。

ウ しかしながら、本件開示請求には、以下に述べる特殊な事情が存在する。

（2）ア 本件開示請求書を送付した後の令和2年12月、審査請求人は、防衛省大臣官房文書課公文書監理室情報公開・個人情報保護窓口の担当者（（略）以下「窓口担当者」という。）より、以下の電話連絡を受けた（特に断りがなければ電話のやり取りは要旨である。）。

令和2年12月20日付けの本件開示請求書であります。担当部署から、「平成31年度陸上自衛隊・警務隊広報用DVDとは、自衛隊東京地方協力本部のウェブサイト陸上自衛隊の職種紹介とし

て、警務隊を紹介している動画であるので、そちらを参照してくれれば足り、あえて行政文書として開示請求するまでもないのではないか？」との連絡がありました。そこで確認しますが、このDVDについての開示請求は維持しますか。それとも撤回しますか。

イ これに対し、審査請求人は以下応答した。

ご教示に感謝します。しかしながら、動画の開示請求は私は初めてですので、後学のために開示請求は維持したいと思います。DVDの動画がウェブサイトで広報・公開されているのであれば、DVDについては法定の期限内で開示決定できると思います。ただ残余の文書については警務隊案件なので期限の特例適用で数か月待つことになるのでしょうか。

ウ これに対し、窓口担当者は以下応答した。

そのような事務処理、つまり1つについては開示決定し、残りについては期限の特例適用というふうな決定ができるかどうかは、どうなんでしょうか。私の立場では何とも申し上げられないです。とりあえず、担当部署には、「本人は開示請求は維持する意向であった」と伝えます。

(3) ア 上記(2)のとおり、窓口担当者と審査請求人は、本件開示請求書の別紙2の6(本件開示請求書の別紙2は省略。別紙の1(6)を指す。)
「平成31年度 陸上自衛隊・警務隊広報用DVD」に収録されている動画とは、「自衛隊東京地方協力本部のウェブサイトに陸上自衛隊の職種紹介として、警務隊を紹介している動画」であるとの理解であった。

イ しかしながら、本件処分により開示された動画は、「自衛隊東京地方協力本部のウェブサイトに陸上自衛隊の職種紹介として、警務隊を紹介している動画」とは異なる動画であった。

ウ よって、本件処分には、本件開示請求に対応する処分がなされておらず不適法であるので審査請求に及んだ次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる3文書(以下「先行開示文書」という。)及び別紙の3に掲げる文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年2月22日付け防官文第2542号により、先行開示文書について、法5条6号イに該当する部分を不開示とするとともに、文書不存在につき不開示とする一部開示決定処分を行った後、令和3年7月2日付け防官文第11826号により、別紙の3に掲げる文書につ

いて、法5条1号、3号、4号及び6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、付紙（省略）のとおりであり、別紙の3に掲げる文書のうち、法5条1号、3号、4号及び6号イに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分は、本件開示請求に対応する処分がなされておらず不適法である。」として、本件請求文書に該当する「自衛隊東京地方協力本文のウェブサイト陸上自衛隊の職種紹介として、警務隊を紹介している動画」の特定を求めるが、原処分においては、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定しており、当該文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年3月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月16日 | 審議 |
| ④ | 同年7月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記第2の2（3）によれば、別紙の1（6）に掲げる文書の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 「平成31年度 陸上自衛隊・警務隊広報用DVD（1年保存）」について、処分庁では、当該名称の行政文書ファイルをDVDとして

保存するとともに、同一の名称の行政文書の内容（動画）を自衛隊東京地方協力本部（以下「東京地本」という。）ウェブサイト上の「職種・職域」ページ及び民間動画サイトに当該動画をダイジェストとして編集したものを「【警務隊広報動画】ダイジェスト」のタイトルで掲載していた（本件開示請求当時）。

イ 本件開示請求を受け、処分庁は、「平成31年度 陸上自衛隊・警務隊広報用DVD（1年保存）」に記録されている動画と同様の動画が東京地本のウェブサイトに掲載されているため、当該ウェブサイトを参照してくれば足り、あえて行政文書として開示請求するまでもないのではないかと考え、開示請求者に対しその旨の連絡を行った。開示請求者からは、開示請求は維持したい旨返答があったため、原処分を行った。

ウ 本件対象文書の外に、開示請求者に教示をした東京地本のウェブサイト及び民間動画サイトにおいて、警務科の職種を紹介する目的で、「陸上自衛隊 警務科 陸上自衛隊 職種紹介（警務科）」のタイトルで動画を公開しているが、当該動画についてはDVDとして作成・保存しておらず、本件請求文書に該当しない。

また、陸上自衛隊全体の自衛官募集用ウェブサイト及び民間動画サイトに「動画で見る「陸上自衛隊 警務科」陸上自衛隊 職種紹介（警務科）」のタイトルで、動画を公開していたが、当該動画についてもDVDとして作成・保存しておらず、本件請求文書に該当しない。

エ 処分庁において、本件開示請求を受け、また、本件審査請求を受けた際に、それぞれ行政文書ファイルが保存されている執務室内の机、書棚、書庫、書架、倉庫及びサーバ上に保存された共有フォルダ内について、本件請求文書に該当する文書を探索したが、本件対象文書の外に、該当するものは発見されなかった。

（2）以下検討する。

ア 本件開示請求の求補正の経緯に関する上記（1）イの諮問庁の説明については、審査請求人の主張（上記第2の2（2））にも符合する内容であり、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ また、上記（1）ウの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、不自然、不合理な点があるとまでは認められず、上記（1）エの複数回にわたる探索の範囲及び方法が不十分とはいえないことを踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該

当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件開示請求書に記載された文書

- (1) 陸上自衛隊警務隊における司法警察職務の監査実施要領，同監査チェックリストが記載された書面
- (2) 陸上自衛隊警務隊における司法警察職務の監査における推奨事項や是正事項が記載された書面（対象年：平成30年，平成31年（令和元年）及び令和2年1月ないし11月 備考：対象年は暦年で記載したが，文書ファイルが年度綴りの場合は「年度」と読み替える。）
- (3) 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理・処理に関する統計的資料（全国集計分）（対象年：平成30年，平成31年（令和元年）及び令和2年1月ないし11月 備考：対象年は暦年で記載したが，文書ファイルが年度綴りの場合は「年度」と読み替える。）
- (4) 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理・処理に関する統計的資料（東部方面警務隊集計分）（対象年：平成30年，平成31年（令和元年）及び令和2年1月ないし11月 備考：対象年は暦年で記載したが，文書ファイルが年度綴りの場合は「年度」と読み替える。）
- (5) 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理・処理に関する統計的資料（第129地区警務隊集計分）（対象年：平成30年，平成31年（令和元年）及び令和2年1月ないし11月 備考：対象年は暦年で記載したが，文書ファイルが年度綴りの場合は「年度」と読み替える。）
- (6) 平成31年度 陸上自衛隊・警務隊広報用DVD（1年保存）（本件請求文書）

2 先行開示文書

- (1) 東部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第23号。令和元年8月23日）
- (2) 東部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通知）（陸幕警第38号。令和元年11月1日）
- (3) 開示請求された「「3 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理・処理に関する統計的資料（全国集計分）対象年：平成30年，平成31年（令和元年），令和2年1月～11月」，「4 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理処理に関する統計的資料（東部方面警務隊集計分）対象年：平成30年，平成31年（令和元年），令和2年1月～11月」及び「5 被疑者取調べ又は参考人事情聴取に関する苦情・申し入れ等の受理・処理に関する統計的資

料（第129地区警務隊集計分）対象年：平成30年，平成31年（令和元年），令和2年1月～11月」」に係る行政文書

3 原処分で特定された文書

- (1) 東北方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第22号。30.5.14）
- (2) 司法警察職務の継続監査状況報告について（報告）（東北方警456号。30.6.18）
- (3) 北部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第36号。30.7.13）
- (4) 東部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第40号。30.7.26）
- (5) 司法警察職務の継続監査受検に伴う状況報告書について（報告）（東方警第870号。30.9.4）
- (6) 「北部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）」の取消しについて（通達）（陸幕警第46号。30.9.7）
- (7) 北部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第49号。30.10.1）
- (8) 中部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第54号。30.10.15）
- (9) 司法警察職務の継続監査状況報告について（報告）（中方警第937号。30.10.31）
- (10) 北部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通達）（陸幕警第59号。30.11.20）
- (11) 中央警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第1号。31.1.7）
- (12) 西部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第3号。31.1.18）
- (13) 平成30年度司法警察職務の継続監査の状況報告について（報告）（西方警第51号。31.1.29）
- (14) 中央警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通達）（陸幕警第12号。31.2.14）
- (15) 東北方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第2号。令和元年5月17日）
- (16) 司法警察職務の継続監査状況報告書について（報告）（東北方警第70号。令和元年6月18日）
- (17) 北部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第30号。令和元年9月27日）

- (18) 司法警察職務定期監査の状況報告書について（報告）（北方警第397号。令和元年10月17日）
- (19) 中部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第37号。令和元年10月29日）
- (20) 司法警察職務の継続監査受検に伴う状況報告書について（報告）（中方警第459号。令和元年11月26日）
- (21) 西部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第44号。令和元年11月26日）
- (22) 中央警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第1号。令和2年1月27日）
- (23) 司法警察職務の継続監査に関する状況報告書について（報告）（中央警第30号。令和2年2月4日）
- (24) 西部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通知）（陸幕警第5号。令和2年2月14日）
- (25) 東北方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第21号。令和2年5月22日）
- (26) 東北方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通知）（陸幕警第24号。令和2年6月23日）
- (27) 西部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第25号。令和2年6月26日）
- (28) 司法警察職務の継続監査の状況報告書について（報告）（西方警第435号。令和2年7月3日）
- (29) 北部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第32号。令和2年8月26日）
- (30) 司法警察職務継続監査の状況報告書について（報告）（北方警第612号。令和2年9月2日）
- (31) 中部方面警務隊に対する司法警察職務の定期監査について（通達）（陸幕警第40号。令和2年10月14日）
- (32) 東部方面警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第45号。令和2年11月16日）
- (33) 中部方面警務隊に対する司法警察職務定期監査の所見について（通知）（陸幕警第47号。令和2年11月20日）
- (34) 司法警察職務の継続監査受検に伴う状況報告書について（報告）（東方警第927号。令和2年11月27日）
- (35) 中央警務隊に対する司法警察職務の継続監査について（通達）（陸幕警第1号。令和3年1月21日）
- (36) 司法警察職務の継続監査に関する状況報告書について（報告）（中央警第15号。令和3年1月26日）

(37) 平成31年度 陸上自衛隊警務隊広報用DVD (本件対象文書)